

5 大臣合意

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成 23 年度予算に計上するとともに、平成 23 年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - (1) 3 歳未満の子ども一人につき月額 20,000 円を、3 歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額 13,000 円を支給する。
 - (2) 所得制限は設けない。
 - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (4) (3) 以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
 - (6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - (7) 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - (8) 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - (9) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - (10) 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス（現物サービス）を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
2. 平成 24 年度以降における子ども手当の支給については、平成 24 年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成 24 年通常国会に提出する。
3. 平成 22 年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成 21 年 12 月 23 日付け 4 大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成 23 年度の増収分については、地方特例交付金の減額（平成 18 年及び 19 年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。）その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。
4. 平成 23 年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成 23 年度の地方財政の増収分については、3. に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成 23 年度厚生労働省予算の見直しにより所要額（200 億円）を確保する。

5. 3. 及び4. に掲げる地方財政の増収分のうち平成 24 年度以降の毎年度の増収分については、2. に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成 24 年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
6. 平成 24 年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
7. 「平成 23 年度予算の概算要求組替え基準について」（平成 22 年 7 月 27 日閣議決定）のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3. に掲げる平成 23 年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成 22 年 12 月 20 日

国家戦略担当大臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

内閣府特命担当大臣
（ 少 子 化 対 策 ）